

グループキャストサービス 利用規約

(目的)

- 第1条 本規約は、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます）とドコモが提供するグループキャストサービス（以下「本サービス」といいます）の利用者（本サービスを利用したiモード宛通報メール送信者をいい、以下「利用者」といいます）との間の本サービスに関わる一切の關係に適用されます。利用者は、本サービスのご利用にあたり、本規約を遵守していただきます。
2. 利用者は本規約のほか、ドコモが必要に応じて定める規約・規則に従って本サービスを利用するものとします。
3. ドコモは利用者の承諾なく、本サービスの提供につき必要な範囲で本規約を変更することができるものとします。この場合の料金その他の提供条件は、変更後のものによります。なお、ドコモは、本規約を変更する場合は、あらかじめ利用者に書面により通知又はドコモのホームページ等に掲示するものとします。

(本サービスの内容)

- 第2条 本サービスはドコモと本サービスの利用契約を締結した利用者が「受信グループ登録者リスト」（以下「登録者リスト」といいます）をもってドコモに対して申し出、自らもメールの受信を許諾したiモードメール受信者（以下「受信グループ登録者」といいます）に対して次の条件によりメールを通報送信する機能を提供するサービスです。

- (1) 契約単位
1 契約につき1グループ（登録回線数：最大500番号まで、サブグループ：最大20まで）
- (2) 提供機能
- ①一斉通報機能
利用者からの申請に基づき登録した受信グループ登録者最大500人に対して、本サービス専用サイトのWEB画面から作成したメッセージをiモードメールとして一斉配信する機能。
- ②返信機能
受信グループ登録者において、受信した同報メール内に埋め込み済の返信URLからのWEBアクセスにより、所定のフォーマット（本文（最大500Byteまで））にて利用者に対して返信する機能。
- ③不達通知機能
送信に失敗した受信グループ登録者のリストを本サービス専用サイトのWEB画面から閲覧できる機能。
2. ドコモは、他のiモード宛メールサービスも含めた円滑なメール送信を行うために、ドコモの判断で本サービスから送信されるメールの送信速度の調整を行うことができるものとします。
3. 本サービスの利用に際しては、ドコモの判断で実施するあらゆる迷惑メール防止策の適用を免れるものではないものとします。

(利用申込)

- 第3条 利用者は、本規約その他の規約・規則の内容を承諾しうえて本サービスの利用に際してあらかじめ契約の内容を特定できる事項、見込みトラヒック等の必要事項を記載したサービス契約申込書をドコモ所定の受付窓口に提出し、利用申込をするものとします。

(申込みの承諾)

- 第4条 ドコモは、前条に基づく本サービスの利用の申込があったときは、必要な審査・手続きを経たうえで、承諾するものとします。
2. ドコモは、前項の規定にかかわらず、本規約第23条第6号乃至第8号に定める事由のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合には利用申込を承諾しないことができるものとします。
3. ドコモは第1項に基づき利用の申込を承諾するときは、ドコモ所定の申込受付通知兼利用開始通知書により通知するものとします。

(利用者の遵守事項)

- 第5条 利用者は本サービスの提供を受けている期間中、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
- (1) 本サービスを利用して、コンピュータウィルス等の受信グループ登録者及びドコモの設備に危害を与える有害なプログラム（リンク先への添付等を含む）を含む電子メールを送信しないこと。
- (2) 「登録者リスト」への登録は、受信グループ登録者の事前の承諾を得た上で行うこと。
- (3) 「登録者リスト」への登録完了後、自らの費用と責任において受信グループ登録者に対して本サービスの内容並びに受信許諾手続に必要な専用WEBサイトのURL、登録グループ名、登録メンバー名その他の情報を通知すること。
- (4) 受信グループ登録者より「登録者リスト」からの削除を希望する通知又は連絡等があった場合は、自らの費用と責任において削除等適切な対応をとること。
- (5) iモードセンタその他のドコモの設備に対して、本サービスを含むドコモが提供する電気通信サービスの円滑な提供を妨害する行為を行わないこと。
- (6) 本サービスを利用して、ドコモ、受信グループ登録者その他第三者の権利を侵害しないこと。
- (7) 本サービスを利用して、法令等に違反する行為を行わないこと。

(利用料金)

- 第6条 ドコモが提供する本サービスに関する料金は次のとおりとします。
- (1) 契約事務手数料 税抜額 2,000円/契約
- (2) グループキャストサービス利用料 税抜額 8,000円/月/契約
- (3) 利用者は、本サービスの利用に係る受信グループ登録者のパケット通信料を自ら支払うこととしたい場合は、別途「iモードパケット・フリーサービス（グループキャストサービス用）利用規約」に定める手続きによりドコモに対してその申込をするものとします。
- 2 前項に規定するグループキャストサービス利用料について次の場合が生じたときは、その料金を利用日数に応じて日割します。
- (1) 暦月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があったとき。
- (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除があったとき。
- (3) 天暦月の初日に本サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
- (4) 第18条第2項の規定に該当するとき。

(料金の支払い)

- 第7条 利用者はドコモに対し、本サービスの利用を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、前条に定める料金をドコモ所定の窓口において支払うものとします。
2. 利用者は第22条又は第23条の規定により本サービスの利用が中止又は停止された場合であっても本サービスの提供があったものとして、本規約第18条に定める場合を除き、料金の支払を要します。

(一括請求)

- 第8条 ドコモは、利用者から請求があったときは、別に定める基準に適合する場合に限り、本サービスに係る料金等を、その利用者が指定する本サービスに係る料金等に合わせ、ドコモが別に定めるところにより、一括して請求（以下「一括請求」といいます。）します。
2. ドコモは、一括請求の取り扱いを受けている本サービス利用者が、その料金等について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき、その他ドコモの業務の遂行上支障があるときは、一括請求の取り扱いを廃止することがあります。
3. 一括請求に関するその他の提供条件は、ドコモが別に定めるところによります。

(延滞利息)

- 第9条 利用者は、本サービスの利用料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてドコモが指定する方法により支払っていただく場合があります。

(端数処理)

- 第10条 ドコモは本サービスの利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

(設備等の変更を要する費用)

- 第11条 利用者は本サービスを利用するのに適した設備環境を常に利用者の責任において用意または購入するものとし、ドコモが本サービスに関する設備の変更、移転等を行うことに伴い、利用者の設備を変更、設定変更等する必要がある場合、そのために必要となる設定変更工事料等の費用を利用者が負担することを承諾するものとします。

(サポート)

- 第12条 ドコモは本サービス提供期間中、ドコモが指定するお客様窓口において利用者からの本サービスの提供状況等に関する問合せ（以下「サポート」といいます。）を受け付けます。
2. ドコモは利用者に対し、土日祝祭日年末年始を除く平日の9時30分から17時30分の時間帯にてサポートを受け付けます。ただし別途ドコモが電気通信設備の保守等を行うために必要な時間を除くものとします。

(利用者が行う契約の解除)

- 第13条 利用者は、ドコモに対して本サービスの全部又は一部の解除を希望する場合、ドコモ所定の書面をドコモ所定の受付窓口に提出することにより、本サービスの全部又は一部を解約することができるものとします。なお、解約日は当該書面が受付窓口に到着後、翌営業日を最短とします。
2. 本サービスの全部が解除された場合、利用者は本サービスにより生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに一括して支払うものとします。

(ドコモが行う契約の解除)

- 第14条 ドコモは、利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合、本サービスを解除することがあります。

- (1) 利用者が第5条に定める遵守事項に違反した場合

- (2) 利用者の所在が不明となった場合又は連絡が不可能となった場合
 - (3) 利用者が本サービスの料金を滞納した場合
 - (4) 本規約第23条第1項の規定により本サービスの利用を停止された利用者が、なおその事実を解消しないとき。
2. 当社は、前項の規定に基づき契約を解除しようとするときは、あらかじめ利用者にそのことを通知します。
 3. 利用者が本規約第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第23条の規定にかかわらず本サービスの利用停止をしないで本サービスを解除することがあります。
- (苦情対応)
- 第15条 利用者は本サービスを利用して送信される電子メールに関する受信グループ登録者その他第三者からの苦情、問合せ等に対しては自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。
2. 利用者は、受信グループ登録者に対する受信許諾実施の依頼を自らの費用と責任で行うものとします。
 3. 利用者は、受信許諾を行った受信グループ登録者から許諾解除方法について問合せがあった場合は、誠意を持って回答することを承諾するものとします。
 4. 利用者は、受信許諾を行った受信グループ登録者がドコモに対して受信許諾解除申請を行った場合は、ドコモは利用者の承諾なしにこれを実施することに承諾するものとします。
- (名義変更)
- 第16条 利用者は、本規約に基づきドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。
2. 前項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併もしくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。
 - (1) 相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この条において「相続人等」といいます。）は、ドコモ所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて請求していただきます。
 - (2) ドコモは、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。
 - (3) 前2号の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人をドコモに対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。
 - (4) 前号の規定による代表者からの請求があるまでの間、ドコモは、相続人等の1人を利用者として取り扱います。
- (損害賠償責任)
- 第17条 利用者は、本規約に違反して又は本サービスの利用に関してドコモの業務を妨害する等してドコモに損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。
- (責任の制限)
- 第18条 ドコモは、本サービスを提供すべき場合において、ドコモの責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合は、本サービスが全く利用できない状態（その契約にかかる電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることをドコモが認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、その利用者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、ドコモは本サービスが全く利用できない状態にあることをドコモが認知した時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスにかかる本サービスの利用料金を発生した損害とみなしその額に限って賠償するものとし、その他の賠償責任は一切負わないものとします。
 3. ドコモの故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前二項の規定は適用しません。
- (送信メールの取扱い)
- 第19条 利用者は、本サービスを利用して送信された電子メールのうち、受信許諾を行っていない受信グループ登録者宛のメールはiモードセンタにて破棄されることを承諾するものとします。
2. 前項の規定によるほか、インターネットサービスを介して本サービスを利用する場合において、送信した電子メールが破損又は滅失する場合があります。この場合において、ドコモは、一切の責任を負わないものとします。
 3. 本サービスを利用して送信された電子メールであっても、受信グループ登録者のメールボックスの容量不足、電波状態の悪化等によるメール不達、遅延によって生じた利用者の損害に対するドコモの責任範囲は本規約の定めによるものとします。
- (クライアント証明書、秘密鍵、ID及びパスワードの管理)
- 第20条 本サービスの利用承諾時にドコモから利用者に対して配布するクライアント証明書に対応する秘密鍵、ID及びパスワード（以下「パスワード等」といいます）は第三者に公開又は漏洩することのないよう、利用者の費用と責任において厳重に管理するものとします。
2. パスワード等の管理不備、使用上の過誤、第三者の不正使用等が原因で利用者が被った損害の責任は利用者が負うものとし、ドコモは一切責任を負わないものとします。
 3. 利用者は、パスワード等を第三者に知られた場合、若しくは第三者によって不正に使用されている疑いのある場合には、直ちにドコモにその旨を連絡するとともに、ドコモの指示がある場合にはこれに従うものとします。
 4. 利用者はドコモまたはドコモから委託を受けたクライアント証明書発行者からの連絡に応じて1年に1回クライアント証明書の更新を行うとともにID・パスワードを定期的に変更するものとし、これらを怠ったことにより利用者に損害が発生しても、ドコモは一切責任を負わないものとします。
- (利用者の氏名等の変更に関する届出)
- 第21条 利用者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにドコモ所定の窓口に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、ドコモ所定の窓口に届出がないときは、第1条（目的）第3項、第14条（ドコモが行う契約の解除）及び第23条（本サービスの利用停止）に規定する通知については、ドコモが届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。
2. 前項の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (本サービスの利用中止等)
- 第22条 ドコモは、次の各号に該当する場合には、本サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。
- (1) ドコモの電気通信設備の障害その他保守上又は工地上やむを得ないとき。
 - (2) 天災、事変、その他非常事態が発生し又は発生するおそれがあるとき。
 - (3) 他の電気通信事業者又は電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
- ドコモは、前項の規定により本サービスの全部又は一部の利用を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で利用者に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. ドコモは、第1項に基づき本サービスの利用が中止されたことにより利用者、第三者又は受信グループ登録者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
- (本サービスの利用停止)
- 第23条 ドコモは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、所定の手続きに従い本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。
- (1) 本サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、ドコモがその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
 - (2) 本サービスに関する利用の申込みにあたって、ドコモ所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 第21条（利用者の氏名等の変更に関する届出）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 第5条に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (5) 受信グループ登録者に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき。
 - (6) 利用者がドコモと契約を締結している又は締結していた他の本サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかったとき。
 - (7) 利用者がドコモと契約している他の本サービスの利用を停止され、又は本サービス契約の解除を受けたとき。
 - (8) ドコモの業務遂行上支障があるとドコモが認めたとき。
 - (9) その他本規約に違反したとき。
2. ドコモは、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を利用者に通知します。
 3. ドコモは、前項の規定にかかわらず、利用者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、当該措置は、ドコモが同項の措置をとること又は第14条に基づき本サービスを解除することを妨げるものではないものとします。
 4. ドコモは、第1項に基づき本サービスが利用停止されたことにより利用者、第三者又は受信グループ登録者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
- (サービスの廃止)
- 第24条 ドコモは、都合により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. ドコモは、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、利用者に対して廃止1ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。
- (管轄)
- 第25条 本規約に関する一切の紛争は、本サービス利用契約を締結しているドコモの本店所在地を管轄している裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
- (協議事項)
- 第26条 契約条件、本規約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項については、利用者とドコモは別途誠実に協議を行い解決するものとします。

附則

本規約は平成26年4月1日から実施します。（平成26年3月1日 改定）